「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画」(中間評価)

1 中間見直し(中間評価)について

平成28年3月に策定した「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画」(以下「本計画」という。)は、放置自転車の解消を効果的かつ効率的に推進するため、10年間の計画期間(平成28年度~令和7年度)を定め計画を策定しており、計画期間の中間年度(令和2年度)で自転車を取り巻く社会環境の変化や法制度の改正等を踏まえ、見直しを行うこととされております。この5年間(平成28年度~令和2年度)で自転車等駐車対策に関わる法制度の改正等はなかったものの、自転車を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、中間見直しにあたり中間評価を行いました。中間評価では本計画で取り組むべき施策として実施した「駐輪場の確保や既設駐輪場の利用促進」や、「放置自転車対策の強化」など4つの方針と12の個別施策からなる放置自転車対策の5年間の取組の進捗について、船橋市自転車等駐車対策協議会委員(以下「委員」という。)からは「概ね順調」との評価をいただきました。このことを踏まえ、中間見直しは行わず引き続き現計画を推進することとし、中間評価として取りまとめました。また、この中間年度までの主な成果として本計画策定前に比べ市内の放置自転車数が約3割減少しております。

2 今後の取組

委員からの意見を踏まえた今後の取組については、「概ね順調」と評価された「放置防止に関する啓発活動」など10項目の施策については、引き続き施策を継続していきます。また、「やや遅延」と評価された「既設駐輪場の利用促進」など2つの施策については、委員からいただいた意見をもとに更なる対策を検討してまいります。さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、テレワーク等の導入により通勤・通学時の駐輪需要にも変化が生じることが予測されることから、今後の利用状況を注視し、利用者ニーズに合わせた整備方針を検討していきます。

3 船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画 個別施策の取組に対する中間評価と今後の取組

方_	針		*進捗評価 A:概ね順調 B:やや遅延 C:遅延 D:何も出来ていない	今後の取組			
	施、策	評価	取組の評価	7 後 ジ 収 加			
1 駐輪場の確保や既設駐輪場の利用促進を目指します							
	1 将来需要予測に基づいた市営駐輪場の確保 取組内容(平成28年度~令和2年度) ①2段式ラックの導入や用地の拡張による駐輪場の新設及び増設を実施。 (約2,500台:船橋駅、西船橋駅、下総中山駅、津田沼駅、北習志野駅)	Α	・計画策定前に比べ放置自転車等が約3割減少。 ・取組を行った駅では、計画策定前に比べ収容台数が約1割増加。 <i>収容台数が増加したことにより放置自転車が減少する効果があらわれている。</i> 0 50 100	①駐輪場の収容能力向上を継続して推進する。 ②新しい生活様式など駐輪需要に対応した整備方法の検討。 ③駐輪場の適地の調査の実施。			
H	- L 2 既設駐輪場の利用促進		 ・空きの生じている駐輪場への案内や誘導は、付加価値の創設も含め進	①街頭指導員による案内や誘導を引き続き行う。			
	取組内容(平成28年度〜令和2年度) ①街頭指導員による市営駐輪場の案内、誘導を実施。 ②空きが生じている駐輪場の利用実態を調査。	В	んでいない。 空きの生じている駐輪場の有効利用を図るための新たな取組を検討する必要がある。 0 100	②空きの生じている駐輪場に対する他市の取組を調査する。 ③利用者アンケートによる有効利用方法の検討。			
	3 駐輪場料金の改定		・計画策定前に比べ放置自転車等が約3割減少。	①新たな料金制度の情報収集。			
	取組内容(平成28年度〜令和2年度) ①駐輪場毎の利便性に応じた5段階の料金改定(平成28年度)を実施。	Α	・計画策定前に比べ空きの生じていた駐輪場の利用率が向上。 <i>空きの生じていた駐輪場の利用申込が増加し、利用促進が図られ放置自転車等が減少している。</i> 50 100	②適正な受益者負担に応じた料金体系を検討する。			
-	4 民間事業者への助成制度		・助成制度の導入は進んでいない。	①助成制度導入の継続検討。			
	取組内容(平成28年度~令和2年度) ①近隣他市の導入状況の調査を実施。	В	制度を導入している近隣市は少なく、制度の利用実績も少ない中で本市での利用促進が図れるのか、導入市での問題等を詳細に検討する必要がある。 0 50 100	②市整備と民間整備の費用対効果の比較・研究。			
2 _	多様な需要に応じた駐輪場の確保を図ります						
	5 目的施設やまちの特性に対応した駐輪場の確保 取組内容(平成28年度~令和2年度) ①駅周辺の一時利用機械式駐輪場で一定時間無料化を導入。 (船橋駅、東船橋駅、西船橋駅、船橋法典駅、北習志野駅)	Α		①利用者のニーズや土地利用の変化に合わせた駐輪場配置と料金体系を検討する。 ②新たな制度等の情報収集。			
f	6 駐輪場の利便性・サービスの向上		・利便性や防犯、安全性の向上のための施設や設備の改善を行った。	①駐輪場の整備にあわせて施設、設備の改善を引き続き実施。			
	取組内容(平成28年度~令和2年度) ①既設駐輪場の改修や、新設の際に交通系ICカードや電子マネー決済に対応した精算機 を導入。 ②防犯カメラ、LED照明の設置を実施。 ③指定管理者制度の導入について検討。 ④自動二輪車(原付2種)の駐輪スペースを確保し受け入れを実施。 (船橋駅、東船橋駅、原木中山駅、小室駅、東海神駅、飯山満駅、大神宮下駅)	Α	した。 設備等の改善により利用者の利便性などが向上している。 	②新しい生活様式に応じた設備の導入を検討する。 ③駐輪場の実態に合わせた防犯・安全性の向上を引き続き実施。 ④他市の事例等を調査・研究を継続実施。 ⑤利用率の低い既設駐輪場では、自動二輪車(原付2種)の利用 動向を注視し引き続き検討する。			
3	放置自転車対策の強化を図ります						
	7 放置実態に応じた対策の実施 取組内容(平成28年度~令和2年度) ①駅周辺の放置自転車等が多いところに放置禁止区域の設定を実施。(船橋駅) ②自転車等の放置が見られる施設に、改善の申し入れと放置防止の協力依頼を実施。 ③専任の職員を配置。(平成27年度~) ④午前か午後のいずれか半日で行っていた撤去・移送を、午前と午後の1日を通して実施。	А	・計画策定前に比べ放置自転車等が約3割減少。 ・施設への直接的な指導や1日を通しての撤去の導入などの放置防止対策を実施し、放置自転車等の削減を図った。 1日を通しての撤去・移送を行うなどの効果的な放置防止対策の実施により、放置自転車等が減少するなどの効果がでている。 0 50 100	①放置自転車等の実態に即した放置禁止区域の見直しを検討する。 ②施設管理者等に放置自転車対策の協力依頼を継続実施。 ③他市の先進的な取組の調査研究。			

方	針	進捗	*進捗評価 A:概ね順調 B:やや遅延 C:遅延 D:何も出来ていない	今後の取組				
	施 策	評価	取組の評価	りない。				
	8 撤去自転車等の保管・処分の効率化 取組内容(平成28年度~令和2年度) ①毎月定期的に所有者等の確認を警察へ依頼し、盗難自転車等は警察に引き渡しを行い、その他の自転車等は所有者への引取り通知を送付し、所有者に保管自転車の引取を促した。 ②引取りのない自転車等は売却により現金化することで保管場所の効率化。	Α	・計画策定前に比べ保管自転車等の引取り率が約1割向上。 引取り通知の送付により引取り率が向上していること、また引取りのない自転車等は売却により現金化することで保管場所の効率化が図れている。 0 50 100	①他市の先進的な取組方法を調査研究し、保管場所の効率的な運営方法を検討する。 ②警察との連携強化を継続実施。 ③撤去を実施する時間や曜日などを研究し、効率的・効果的な方法を検討する。				
	9 放置防止に関する啓発活動 取組内容(平成28年度~令和2年度) ①放置の状況に応じた街頭指導員の配置を実施。また、街頭指導員の能力向上のための研修等を実施。 ②船橋駅や津田沼駅で行っている駅前放置クリーンキャンペーンを鉄道事業者や商店会関係者、警察関係者、自治会連合会など、関係機関の参加協力を得て実施。 ③駅周辺の自転車等放置禁止区域を周知する看板の設置場所やデザイン等を見直し、啓発効果の向上を図った。	Α	・計画策定前に比べ放置自転車等が約3割減少。 街頭指導員を効果的に配置するなど放置しにくい環境を作ることで、放置自転車等が減少し取組の効果が出ている。 50 100	①各駅の放置状況に応じた街頭指導員の配置を検討する。 ②利用者からの意見や要望などの事例をまとめ、街頭指導員の研修等で活用するマニュアル作成を検討する。 ③近隣他市の放置防止に関する実施方法等の調査を実施し効果的な活動方法を研究。 ④放置禁止区域標識や啓発看板等の計画的な更新。				
4	4 市民・関係事業者との連携・協力を推進します							
	10 駐輪場附置義務条項の見直し 取組内容(平成28年度〜令和2年度) ①自転車等駐車場の附置義務で施設の用途区分や店舗面積基準等の見直しを行っている 自治体の調査。 ②駅周辺の商業施設で施設利用の短時間利用者を無料にするなどの優遇措置の実施。	Α	・放置自転車が顕在化している施設等に附置義務用途施設の拡充を図っている事例が得られた。 自転車等利用者の商業施設の利用状況や駐輪実態を踏まえて、本市の現状に即した附置義務施設の用途区分の拡大や店舗面積基準等について検討する必要がある。 0 50 100	①用途区分の拡大や店舗面積基準等の検討。 ②施設利用者の目的に応じた料金体系の促進。				
	11 事業者による駐輪場整備の促進 取組内容(平成28年度~令和2年度) ①鉄道事業者からの駐輪場用地の借地協力。 ②鉄道事業者による自主的な駐輪場の整備・運営の促進。 ③駐輪場附置義務条項の対象となる商業施設等に、必要な収容台数の確保をするように 指導を実施。	A	・鉄道事業者からは、駐輪場用地を最も多く借用できている。 ・鉄道事業者等が駐輪場の整備・運営を行っている。 <i>鉄道事業者からは市営駐輪場用地の借地協力を受けることができ、また</i> <i>鉄道事業者等が主体的に駐輪場の整備・運営を行うなど駐輪場整備の促進が図られている。</i> 0 50 100	①施設利用者の駐輪場の整備等について事業者に協力依頼を実施する。 ②駐輪場設置の指導を強化。 ③新たなまちづくりなどにあわせて駅周辺の駐輪場設置の指導を 実施する。				
	12 自転車関係者の放置防止に関する協力体制確立 取組内容(平成28年度~令和2年度) ①民間施設に自転車の放置防止の協力の申し入れを実施。 ②鉄道事業者、民間事業者、警察関係者の駅前放置クリーンキャンペーンへの参加協力。	A	・計画策定前に比べ放置自転車等が約3割減少。 クリーンキャンペーンを連携して実施することで放置自転車等について 意識の共有が図れているともに、放置自転車等の減少に効果が出てい る。 0 50 100	①鉄道事業者に駐輪場の整備や用地の借地協力、自転車等の放置防止啓発活動の協力要請。 ②民間事業者に駐輪場の整備や駐輪スペースの確保の要請。 ③警察関係者に駅前放置クリーンキャンペーンへの参加協力の要請。				